



埼玉県報

第 3044 号
平成 30 年(2018 年)
10 月 9 日
火曜日

目次

告示

- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 県道長瀬児玉線の区域の変更（本庄県土整備事務所）
- 県立病院の灯油（平成 30 年度 10・11 月分）の購入に関する落札者等の公示（経営管理課）

告示

埼玉県告示第千八十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十月九日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

島忠ホームズ春日部店

埼玉県春日部市下柳字森田前三百十四番外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）島忠春日部下柳店

埼玉県春日部市下柳字森田前三百十四番外

（変更後）島忠ホームズ春日部店

埼玉県春日部市下柳字森田前三百十四番外

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては

代表者の氏名

（変更前）株式会社島忠 代表取締役 山下視希夫

埼玉県さいたま市西区三橋五丁目千五百五十五番地

（変更後）株式会社島忠 代表取締役 岡野恭明

埼玉県さいたま市西区三橋五丁目千五百五十五番地

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社島忠 代表取締役 山下視希夫

埼玉県さいたま市西区三橋五丁目千五百五十五番地

（変更後）株式会社島忠 代表取締役 岡野恭明

埼玉県さいたま市西区三橋五丁目千五百五十五番地

ハ 変更年月日

平成二十九年十一月二十九日外

ニ 届出年月日

平成三十年九月二十五日

二 縦覧期間

平成三十年十月九日から平成三十一年二月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年十月九日から平成三十一年二月九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千八十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルエツ志木幸町店

埼玉県志木市幸町一丁目三番三十五号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）合同会社勝実様貸貸店舗新築工事

埼玉県志木市幸町一丁目二千八百十一番一外

（変更後）マルエツ志木幸町店

埼玉県志木市幸町一丁目三番三十五号

ハ 変更年月日

平成三十年九月二十一日

ニ 届出年月日

平成三十年九月二十五日

二 縦覧期間

平成三十年十月九日から平成三十一年二月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年十月九日から平成三十一年二月九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千八十六号

測量計画機関である埼玉県川越県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

埼玉県川越県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（数値図化、航空レーザ測量）

三 作業地域

一級河川入間川（狭山市上奥富地内外）

四 作業期間

平成三十年六月二十八日から平成三十一年一月十八日まで

告 示

埼玉県告示第千八十七号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

さいたま市全域

四 作業期間

平成三十年十月一日から平成三十一年二月二十八日まで

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年十月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十月九日

埼玉県本庄県土整備事務所長 吉村正則

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 長瀬児玉線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
河原九〇一番一地先まで	本庄市児玉町小平字町谷一三二五 番一地先から同市児玉町小平字下	区 間
八・八九 一・二・八七	八・三三二 八・八九	敷地の幅員 (メートル)
	六五六・〇〇	延 長 (メートル)
	自転車歩行者道整備事業	備 考

告 示

埼玉県病院事業告示第十七号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年十月九日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

- 1 購入等件名及び数量
灯油 JIS 1号 93,300リットル
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1)埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局管財担当
埼玉県熊谷市板井 1696 番地
 - (2)埼玉県立がんセンター事務局管財担当
埼玉県北足立郡伊奈町小室 780 番地
 - (3)埼玉県立精神医療センター事務局管財担当
埼玉県北足立郡伊奈町小室 818 番地 2
- 3 落札者を決定した日
平成 30 年 9 月 19 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社イハシ
埼玉県越谷市流通団地 1 丁目 1 番 2 号
- 5 落札金額
81,324 円 (1 リットル当たり単価)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成 30 年 8 月 24 日